

鹿屋市会計規則の一部を改正する規則

鹿屋市会計規則（平成18年鹿屋市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「新型コロナワクチン接種推進室長」を「新型コロナワクチン接種対策室長」に改め、同条に次の1号を加える。

- (10) 電子決裁 市長又は鹿屋市事務決裁規程（平成18年鹿屋市訓令第3号）の規定により専決し、若しくは代決することができる者が、財務会計システム（市が行う財務会計に関する事務を処理する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の機能を利用して電磁的記録により決裁することをいう。

第2条の次に次の1条を加える。

（電子決裁）

第2条の2 財務会計に関する帳票のうち、次に掲げるものの決裁は、電子決裁により行うものとする。ただし、会計管理者が他の方法によることを認めた場合は、この限りではない。

- (1) 調定書
- (2) 更正命令書
- (3) 戻出命令書
- (4) 不納欠損書
- (5) 支出負担行為書
- (6) 支出負担行為兼支出命令書
- (7) 支出命令書
- (8) 公金振替命令書
- (9) 精算書
- (10) 戻入命令書
- (11) 備品組替兼処分申請書
- (12) 備品所管替申請書
- (13) その他会計管理者が必要と認めた帳票

2 電子決裁を行おうとするときは、添付書類の電磁的記録を作成して電子帳票（財務会計システムにより作成した電磁的記録をいう。以下同じ。）に添付しなければならない。この場合において、所属長は、添付書類の原本を整理保管しなければならない。

3 この規則の規定により会計管理者等に送付すべき帳票を電子決裁したときは、収入決定権者又は支出決定権者が決裁したことをもって、その電子帳票及び添付書類を会計管理者に送付したものとみなす。

第5条第1項中「引き継がなければならない」を「引き継ぎ、後任者は、引き継いだ事務引継書を会計管理者に提出しなければならない」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「事務引継ぎ」を「事務の引継ぎ」に改め、同項を同条第2項とする。

第13条第2号中「重要物品報告書及び普通物品現在高報告書」を「物品現在高調書」に改める。

第14条第2項第1号中「精算書・同控、公金振替書、更正通知書」を「精算書、公金振替命令書、更正命令書」に改める。

第18条第1項ただし書中「寄附金」の次に「並びに50万円未満の物品及び賃貸借期間満了に伴う無償譲渡に係る物品」を加える。

第19条第1項中「調定書により」を「調定し、」に改める。

第20条中「調定をしなければならない」を「調定しなければならない」に改める。

第21条中「調定した事項に変更すべき事由が生じたとき」を「調定を変更し、又は取り消す必要が生じたとき」に、「第19条の規定を準用し、新たに調定書を起こし、調定の取消し、調定額の変更等」を「その都度」に改める。

第22条中「歳入予算執行整理簿（目別集計）に記載」を「歳入整理簿に記録」に改める。

第24条第2項第1号中「作成して」を削り、同項第2号中「作成して」を削り、「記載」を「表示」に改め、同項第3号中「作成して」を削る。

第25条第3項中「市税収納台帳若しくは税外収納台帳及び当該納入通知書の欄外に「何年何月何日再発行」と朱書し、納入義務者に送付しなければならない。」を「当該納入通知書の欄外に「何年何月何日再発行」と朱書し、納入義務者に送付するとともに、市税収納台帳若しくは税外収納台帳に再発行した旨を記載又は記録しなければならない。」に改める。

第29条の見出しを「（収入金の収納）」に改め、同条第1項及び第4項中「出納員等」を「出納員又は収納取扱員」に改める。

第31条中「出納員等」を「出納員又は収納取扱員」に、「記載し」を「記載又は

記録し」に改める。

第32条第2項中「出納員等」を「出納員又は収納取扱員」に改める。

第33条第1項中「会計ごと、歳入科目ごとに区分した収入伝票を作成し、これにより」及び「収入伝票及び」を削り、同条第2項中「収入伝票及び」を削り、「歳入予算執行整理簿に記載」を「歳入整理簿に記録」に改める。

第34条中「公金振替書」を「公金振替命令書」に改める。

第38条第2項から第4項までの規定中「出納員等」を「出納員又は収納取扱員」に改める。

第40条第1項中「更正書」を「更正命令書」に改め、「更正通知書により」を削り、同条第2項中「前項の更正通知書」を「前項の更正命令書による通知」に改め、「当該更正通知書により」を削る。

第41条第5項中「作成する支出命令書」を「戻出命令書を作成し」に改める。

第44条第1項中「を作成する」を「に記録する」に改め、同条第3項中「第2項」を「前項」に、「を整理」を「に記録」に改める。

第45条第1項中「不納欠損処分通知書により」を削り、同条第2項中「を整理」を「に記録」に、「歳入予算執行整理簿に記載」を「歳入整理簿に記録」に改める。

第46条第2項ただし書中「更正書により」を「更正命令書を作成し、」に改め、同条第3項第1号中「（光熱水費に限る。）」及び「（通信運搬費に限る。）」を削り、同項第2号中「集合支払調書兼口座振替依頼書」を「当該債権者及びその振込口座が分かるもの」に改め、同条第4項中「更正書」を「更正命令書」に、「に記載」を「に記録」に改め、同条第5項中「、既に支出負担行為を行ったものうち」を削り、「繰越明許費の議決通知」を「支出負担行為書に繰越明許費の議決通知」に、「に基づき、当該支出負担行為に係る支出負担行為書にその旨を表示」を「の写しを添付」に、「を整理」を「に記録」に改める。

第46条の2第3号中「、図書」を削る。

第48条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第49条第1項中「鹿屋市契約規則（平成18年鹿屋市規則第61号）に規定する検査調書」を「検査に必要な調書等」に改め、同項本文中「支出命令書等に」を「支出命令書又は支出負担行為書兼支出命令書（以下「支出命令書等」という。）を作成し、」に改め、同項中「のうえ、」を「して」に改め、同項ただし書中「支出命令

は、支出命令書等に公金振替書を添付しなければならない」を「ものは公金振替命令を発しなければならない」に改め、同条第4項中「に記載」を「に記録」に改める。

第50条第1項中「公金振替書を添付する」を「支出命令書に代えて公金振替命令書を発する」に改める。

第51条第3項中「返付」を「返戻」に改め、同条第4項中「審査を完了した場合は、支出負担行為書等に審査済の旨を表示し」を「審査が完了し、支出負担行為関係書類がある場合は」に改め、同条第5項中「返付された支出負担行為関係書類を」を「支出負担行為関係書類が返付されたときは、」に改める。

第52条第3項中「当該支出命令書等を指定金融機関に送付する」を「支払依頼書を交付し、指定金融機関をして現金で支払をさせる」に改める。

第56条中「記載し、整理」を「記録」に改める。

第57条第1項中「精算書・同控」を「精算書」に、同条第2項中「前項の精算書・同控」を「、前項の精算書」に改め、「し、控えに押印のうえ、当該控を支出決定権者に返付」を削る。

第59条第1項中「記載し、整理」を「記録」に改め、同条第2項中「に記載し、整理」を「で整理」に改める。

第60条第2項及び第3項中「精算書・同控」を「精算書」に改め、同条第6項中「第58条第1項第3号」を「第58条第3号」に、「令162条第4号」を「令第162条第4号」に改める。

第63条第1項中「返納書・同控」を「戻入命令書」に改め、同条第2項中「返納書・同控」を「戻入命令書」に改め、「し、控に押印のうえ、当該控を支出決定権者に返付」を削る。

第66条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を削る。

第67条第4項中「精算書・同控」を「精算書」に改める。

第70条の見出し中「の記載」を「の取扱い」に改め、同条第1項中「の記載」を「への表示」に改める。

第72条中「備え」を「整備し」に、「記載」を「記録」に改める。

第79条第1項中「原則として朱肉を用いなければならない」を「スタンプ印を使用してはならない」に改める。

第80条第2項中「規定による公金振替書」を「規定による公金振替命令書」に改め、「当該公金振替書を」を削り、「交付して」を「関係のあるものは、」に改める。

第84条第1項中「この場合予算科目」を「この場合において、予算科目」に改め、同条第3項中「鹿屋市契約規則」の次に「（平成18年鹿屋市規則第61号）」を加える。

第99条第2項中「記載」を「記録」に改める。

第100条中「戻出」と記載のある支出命令書を「戻出命令書」に改める。

第101条中「更正通知書により」及び「したうえ、当該更正通知書に出納済の印を押印」を削る。

第104条第1号及び第2号、第105条第2項並びに第106条中「支出命令書等」を「支払依頼書」に改める。

第107条中「支出命令書等」を「口座振替資金振替内訳書」に改める。

第108条の見出し中「公金振替書」を「公金振替の方法」に改め、同条中「公金振替書の交付」を「会計管理者から公金振替の方法による振替の通知」に、「するとともに公金振替書」を「し、公金振替資金振替内訳書」に改める。

第112条中「更正通知書により」を削る。

第119条に次の1項を加える。

3 備品又は消耗品のいずれの区分に分類するか判別できない物品については、1品又は1組の取得価格が1万円以上のものを備品とする。

第121条第1項中「をもって整理」を「に記録」に改める。

第122条中「物品について次に掲げる報告書」を「重要物品について重要物品現在高報告書」に改め、同条各号を削る。

第126条中「支出負担行為書等」を「支出命令書等」に、「記入し、自ら押印」を「表記」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、支出命令書等に検査終了を確認できる書類を添付したときは、この限りでない。

第130条の見出し中「記載」を「記載又は記録」に改め、同条第1項中「出納員等」を「出納員又は物品取扱員」に、「記載」を「記載又は記録」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 備品台帳は、財務会計システムにより表示させるものとする。

第131条の見出し中「記載」を「記載又は記録の」に改め、同条中「第1項」を削り、「記載」を「記載又は記録」に改める。

第133条中「出納員等」を「出納員又は物品取扱員」に改める。

第135条中「物品返納書」を「備品組替兼処分申請書及び備品所管替申請書」に改める。

第136条及び第140条中「出納員等」を「出納員又は物品取扱員」に改める。

第141条第2項中「物品返納書」を「備品組替兼処分申請書」に、「当該物品処分決議書により」を「備品組替兼処分申請書の決裁を受けた後、」に改める。

第143条第1項中「物品返納書」を「備品組替兼処分申請書」に改め、同条第2項中「物品返納書等」を「備品組替兼処分申請書」に改める。

第148条第1項中「3箇月」を「3か月」に改め、同条第2項中「記載」を「記録」に改める。

第153条第1号中「、収入伝票」を削り、「更正書、更正通知書」を「更正命令書」に、「不納欠損処分通知書、戻出に係る支出命令書」を「戻出命令書」に改め、同条第2号中「公金振替書」を「公金振替命令書」に、「精算書・同控」を「精算書」に、「更正書、更正通知書」を「更正命令書」に、「返納書・同控」を「戻入命令書」に改める。

第154条の見出しを「（証拠書類の作成、訂正等）」に改め、同条第1項第4号から第6号までを削り、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「記載」を「記録」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 証拠書類の訂正削除は、次によるものとする。

- (1) 文字及び印影は、消滅し難いものをもって鮮明に記載押印し、改ざん塗抹又はのり貼りしてはならない。
- (2) 首標金額以外の文字を訂正削除するときは、当該部分に二線を引いて訂正し、押印しなければならない。この場合において、押印のない証拠書類にあっては、訂正することができない。
- (3) 金額又は数量で同一のものは、「同」、「全」、「〃」等の略符号で表示してはならない。

第155条第2項を削り、同条第3項中「表紙を付して」を削り、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 会計管理者の保管に属することとなる収入・支出関係証拠書類は、月別に編冊し、日ごとに色紙を挿入しなければならない。

第155条第4項を削り、同条第5項中「款別に区分し、又は」を削り、同項を同条第4項とする。

第156条第1項中「備え」を「整備し」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 歳入整理簿

第156条第2項中「備え」を「整備し」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「備え」を「整備し」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第4項を削る。

第157条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第158条中「、調定通知書」を削る。

別表第5中職員手当等（退職手当に限る。）の項を削り、同表委託料の項中「300万円以上」を「2,000万円以上」に改め、同表公有財産購入費の項中「300万円以上」を「1,000万円以上」に改め、同表備品購入費の項及び負担金、補助及び交付金（負担金を除く。）の項中「300万円以上」を「500万円以上」に改め、同表補償、補填及び賠償金（賠償金に限る。）の項中「全部」を「500万円以上」に改め、同表投資及び出資金の項中「300万円以上」を「500万円以上」に改め、同表積立金の項を削り、同表寄附金の項及び繰出金の項中「全部」を「300万円以上」に改める。

別表第8の30の項を次のように改める。

30	削除	
----	----	--

別表第8の35の項及び36の項を次のように改める。

35	更正命令書	規則第40条、第77条
36	削除	

別表第8の37の項の次に次のように加える。

37の2	戻出命令書	規則第41条
------	-------	--------

別表第8の41の項を次のように改める。

41	削除	
----	----	--

別表第8の44の項を次のように改める。

44	削除	
----	----	--

別表第8の46の項を次のように改める。

46	公金振替命令書	規則第49条
----	---------	--------

別表第8の52の項及び53の項を次のように改める。

52	削除	
----	----	--

53	精算書	規則第57条
----	-----	--------

別表第8の56の項中「返納書・同控」を「戻入命令書」に改め、同表の74の項及び75の項を次のように改める。

74	削除	
----	----	--

75	削除	
----	----	--

別表第8の77の項を次のように改める。

77	削除	
----	----	--

別表第8の81の項中「物品返納書」を「備品組替兼処分申請書」に改め、同項の次に次のように加える。

81の2	備品所管替申請書	規則第135条
------	----------	---------

第18号様式及び第19号様式を次のように改める。

調定書

起案者									
起案日				決裁日					

年度 調定番号

調定額		調定額累計 収入済額累計	
執行所属 予算所属		収入未済額累計	
会計 予算区分 歳入番号		納期限 調定区分	
款 項 目 節 細節 細々節			

摘要									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

相手方 郵便番号 住所 名称									
-------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別記第21号様式を次のように改める。

別記第29号様式を次のように改める。

別記第30号様式を次のように改める。

別記第30号様式 削除

別記第35号様式（その1）及び別記第35号様式（その2）を次のように改める。

収入金更正命令書

起業者			
起業日		決裁日	

年度 更正番号

収入金更正額		収入金更正種別	
収入金更正元		収入金更正先	
年度	調定番号	年度	調定番号
執行所属 予算所属		執行所属 予算所属	
会計 予算区分		会計 予算区分	
歳入番号		歳入番号	
款 項 目 節 細節 細々節		款 項 目 節 細節 細々節	
調定額 更正後収入済額 更正後収入未済額		調定額 更正後収入済額 更正後収入未済額	

摘要			
----	--	--	--

住所			
名称		関連文書番号 ファイル管理番号 ファイル名	

支出更正命令書

起案者			
起案日		決裁日	

年度 更正番号

支出更正額		支出更正種別	
支出更正元		支出更正先	
年度	負担行為番号	年度	
執行所属 予算所属		執行所属 予算所属	
会計 予算区分		会計 予算区分	
事業番号 節内訳番号		事業番号 節内訳番号	
款 項 目 事業		款 項 目 事業	
節 細節 細々節		節 細節 細々節	
支出済額		支出済額	
更正前配当予算残額		更正前配当予算残額	
更正後配当予算残額		更正後配当予算残額	

摘要			
----	--	--	--

相手方番号			
住所			
名称			

別記第36号様式（その1）から第36号様式（その4）までを次のように改める。

別記第36号様式（その1）から第36号様式（その4）まで 削除

別記第40号様式を次のように改める。

不納欠損書

起案者									
起案日		決裁日							

年度 調定番号

調定履歴番号

不納欠損額			
執行所属 予算所属		調定額	
会計 予算区分 歳入番号		不納欠損前 収入未済額	
款 項 目 節 細節 細々節		納期限 調定区分	
		関連文書番号 ファイル 管理番号 ファイル名	

摘要	
----	--

相手方 郵便番号 住所 名称	
-------------------------	--

備考	
----	--

別記第41号様式を次のように改める。

別記第41号様式 削除

別記第42号様式を次のように改める。

支出負担行為書

起案者				
起案日		決裁日		

年度 支出負担行為番号

支出負担行為額		配当予算残額
執行所属 予算所属		
会計 予算区分 事業番号 節内訳番号		
款 項 目 事業		
節 細節 細々節		

摘要		
----	--	--

債権者 住所		
名称		

備考		
----	--	--

別記第42号の2様式及び別記第43号様式を次のように改める。

支出負担行為兼支出命令書

起案者										
命令日		決裁日								
年度	支出命令番号									
支出命令額							配当予算残額			
控除命令額							負担行為番号			
差引支払額							支出区分			
執行所属						支払方法				
予算所属						窓口払区分				
会計						起案日				
予算区分						検収日				
事業番号						支払日				
節内訳番号						請求日				
款						請求書番号				
項						支出計画番号				
目						関連文書番号				
事業						ファイル				
節						管理番号				
細節						ファイル名				
細々節										
債権者住所							受取人			
振込先										

鹿屋市会計管理者様

上記の金額を領収しました。

年 月 日

収 入
印 紙

住所

名称

--	--

支出命令書

起案者				
起案日		決裁日		

年度 支出命令番号

支出命令額		支出命令未済額	
控除命令額		負担行為番号	
差引支払額		支出区分	
執行所属 予算所属		支払方法	
会計 予算区分 事業番号 節内訳番号		窓口払区分	
款 項 目 事業		検収日	
節 細節 細々節		支払予定日	
		請求日	
		請求書番号	
		支出計画番号	
		関連文書番号	

摘要	
----	--

債権者 住所		
振込先		

収入 印紙	上記の金額を領収しました。	年 月 日	支払済印
	住所		
	名称		

別記第44号様式を次のように改める。

別記第44号様式 削除

別記第46号様式を次のように改める。

公金振替命令書

起案者			
起案日		決裁日	

年度 振替番号

公金振替額		公金振替種別	
公金振替元		公金振替先	
年度	負担行為番号	年度	受入番号
執行所属 予算所属		所属	
会計 予算区分		会計	
事業番号 節内訳番号		歳計外番号	
款 項 目 事業		款 項	
節 細節 細々節			
		受入調定額 振替後収入済額	

摘要	
----	--

相手方番号		支払予定日	
住所		関連文書番号 ファイル管理番号 ファイル名	
名称			

別記第52号様式を次のように改める。

別記第52号様式 削除

別記第53号様式を次のように改める。

精算書

起案者				
起案日		決裁日		

年度 支出命令番号 精算枝番

精算額		控除命令額 控除精算額	
支出命令額			
返納額			
執行所屬 予算所屬		支出区分 支払方法 支払日 精算区分	
会計 予算区分 事業番号 節内訳番号		戻入番号	
款 項 目 事業		関連文書番号 ファイル 管理番号 ファイル名	
節 細節 細々節			

精算摘要			
------	--	--	--

受取人 住所 名称		
-----------------	--	--

備考			
----	--	--	--

別記第56号様式を次のように改める。

戻入命令書

起案者				
起案日		決裁日		

年度 支出命令番号 戻入枝番

戻入命令額							
執行所属					支払日 納期限 戻入区分		
予算所属							
会計 予算区分 事業番号							
節内訳番号							
款 項 目 事業							
節 細節 細々節							

摘要						
----	--	--	--	--	--	--

返納人 郵便番号 住所 名称		
-------------------------	--	--

備考						
----	--	--	--	--	--	--

別記第74号様式及び別記第75号様式を次のように改める。

別記第74号様式及び別記第75号様式 削除

別記第77号様式を次のように改める。

別記第77号様式 削除

別記第78号様式を次のように改める。

別記第81号様式を次のように改める。

別記第81号様式の次に次の1様式を加える。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。